

# 東大阪成年後見支援センター

ニューズレター

# NEWSLETTER

No.

12

平成26(2014)年2月

## ～自立支援協議会権利擁護部会での取り組み～

障害のある人の「暮らし」を考えるには、相談支援、サービス等利用計画、自立支援協議会が本人を中心にして地域でどのように展開されているか、展開しようとしているかが、大切だといわれています。

その一つ東大阪市自立支援協議会では、相談支援を展開する中であがってきた課題に対応するため、こども部会、くらし部会、地域移行・地域定着部会、権利擁護部会の5部会が設置され、部会ではそれぞれの課題を検討し、東大阪市の障害のある人の生活支援の充実につとめています。

東大阪成年後見支援センターは、自立支援協議会の組織員として、運営委員会の委員として、また権利擁護部会のメンバーとして関わっています。

その権利擁護部会では24年10月「障害者虐待防止法」が施行されるにあたり東大阪市における虐待への対応のフローチャート作成に24年4月から9月まで取り組みました。

今年度は、施行後半年が経過した25年3月までの虐待防止センターの対応事例27件について課題整理と提言を行うことを目的とした「虐待検証ワーキングチーム」を設置し、事前会議、検討会議、ワーキングのまとめと7回精力的に会議を開催し、東大阪市内に提案、提言することができました。また、罪を犯した障害のある人の対応について大阪府地域生活定着支援センターを通じて調査し、その結果来年度ワーキングチームを設置することになりました。そして28年4月より障害者差別解消法が施行されるにあたり、障害を理由とした差別や嫌な思いをした事例を本人・家族・相談支援事業所・サービス事業所等より聴き取り、東大阪市内において、どのようなしくみをつくっていくといいか等権利擁護部会では東大阪市の障害のある人の権利を守る取り組みについて協議をしています。回を重ねるにつれ冒頭に書かせていただいたを自立支援協議会の重要性を感じています。

東大阪市自立支援協議会権利擁護部会  
部会長 坂本ヒロ子

「地域づくりフォーラム(千葉)」「アメニティーフォーラム」  
に参加してきました。(詳しくは二・三면을)

## 第6回「地域づくりフォーラム～千葉県条例 この宝どう活かす～」に参加してきました

2014年1月20日、障害者権利条約の批准書が寄託され、この30日目である2月19日から日本国内にて障害者権利条約が発効されることになりました。この条約批准のために必要であった最後の法案である障害者差別解消法（正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が6月26日に公布され、平成28年4月に全面的に施行されることになりました。

しかし、この法律の前に各地では名称は少しずつ異なりますが“障害者差別禁止条例”が制定されていきました。そんな中で最初に同種の条例が制定されたのが千葉県です。千葉県では「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」が6年前から施行されています。その千葉県で行われた「地域づくりフォーラム～千葉県条例 この宝どう活かす～」に参加してきました。

これまで、全国的な広報・啓発としての“差別禁止条例”についてのイベントに参加してきましたが、“地域”の中でこの条例を推進していくためのフォーラムへの参加は初めてだったように思います。基調講演では野沢和弘さん（毎日新聞論説委員）が自身がこの条例づくりの座長として取り組まれてきた経緯や、成立までの経緯と成立後の広がり等について話され、成立だけでは意味はなくそれをどのように活かしていくのが重要であるということも重ねて話されていました。



今回のタイトルにもあるように“地域づくり”を目指したフォーラムであり、とても当該地域や隣接する地域に密着した課題についてが議論されていました。

例えば、スーパーにある障害者用駐車場に対しての改善についての申し入れと対応のケースであったり、聴覚障害がある方が話しかけられ、聴こえないため反応ができなかったら無視されたとして殴られたケース等、具体的な内容も多く聴くことができました。障害に対する誤解や偏見等からくる内容が多いように感じられました。

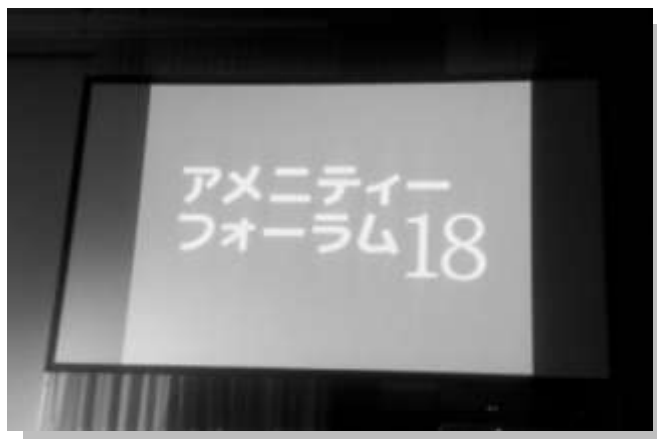
それに加えて、登壇者から多く取り上げられていたのがこの条例の認知度と理解してもらう努力の部分でした。この条例ができてから6年が経ちますが、千葉県の中での認知度はまだまだだそうで、どのようにこのような条例があることを広めていくのかという課題に直面しているとのことでした。もう一つの理解してもらう努力については、登壇していた企業側のシンポジスト等から、お互いが理解し合う努力をしていくこと等のお話があり、まだまだ理解していない企業も多くあることも合わせて話されていました。

## アメニティーフォーラム18に参加してきました。

障害者福祉のみならず、社会保障全般にわたる問題を取り上げている「アメニティーフォーラム」が、2月7日～9日までの三日間、今年も滋賀県の琵琶湖の湖畔にあります大津プリンスホテルにて開催されました。

これまで福祉といえば、「高齢者福祉」「児童福祉」「障害者福祉」という大きな枠組みの中で、それぞれに制度や支援について議論がなされてきている歴史があるのですが、今後その枠組みでは捉えられなかったり、谷間に落ちてしまっていたり、支援の必要性があるのに支援につながらなかった人々への取り組みについて焦点が当たりつつあります。このフォーラムでも“生きづらさ”という表現で取り上げられる「引きこもり」「不登校」「ホームレス」「孤立死」「リストカット」「依存症」等を話し合うセッションが設けられていました。

これまでもこのフォーラムの中心的な話題であった「障害者福祉」について、今年1月に批准書が寄託された「障害者権利条約」についてのセッションでは、現在の日本の制度では障害者権利条約への取り組み状況等を審査するためのモニタリングを受けると、多くの改善を求められることが必至であることが何度も取り上げられていました。特に当センターに関わる一部分としては、12条「法律の前における平等の承認」や13条「司法へのアクセス」が挙げられます。12条は障害者の法的能力については意思決定について代理決定中心の日本の成年後見制度の問題、



13条では司法手続き等について、障害者の取り調べ時のコミュニケーション手法等合理的配慮をどのように実施していくのか等、まだまだ障害者権利条約については知っておかないといけないことが多いというのが実感としてありました。

最終日には、「罪を犯した障害者」への取り組みや今年成立し平成27

年4月から施行される生活困窮者自立支援法による生活困窮者への支援についても取り上げられています。

ここ数年間言われ続けていることではありますが、これまでの福祉制度のように縦断的な取り組みではなく、横断的な取り組みの必要性が、施策の体系としても多くなってきているように感じられます。しかし、障害者の65歳問題のようにまだまだ法律の狭間で、うまく支援が受けられない人も多くいます。新しい制度の必要性も感じますが、現行制度の中でも取り組んでいけることも多くあるようにも思います。





権利擁護支援フォーラム in にしのみや  
で登壇させていただきました。

当センターも加盟させていただいている全国権利擁護支援ネットワーク。この団体では毎年、全国各地で「権利擁護支援フォーラム」と銘打って、地域の権利擁護支援の実情や取り組みについてのフォーラムを開催しています。2年前には東大阪市でも開催していただいた今年の近畿ブロックのフォーラムは西宮市で開催されました。

虐待をテーマに池田直樹さん（高齢者虐待防止学会理事長 弁護士）の基調講演から始まり、虐待対応等へのQ&A、地域で虐待対応をどう進めるかをテーマとしたパネルディスカッションが行われました。

当センターとして、パネルディスカッションに登壇させていただき、東大阪市における障害者虐待への対応、その検証を行ったうえでみてきたこと等を報告させていただきました。当センター以外の報告者の皆さんとの共通項の一つとして挙げられたのが「養護者支援」。認知症や精神疾患等、正しい理解をしていただくことやご本人との関わり方等で変わる部分も少なくありません。実際支援している養護者への支援に留まらず、地域の中でこれらのことをまずは「知る」ことで、地域の理解が深まり虐待防止への取り組みも進んでいくのではないかと感じました。

活動予定

2月

- ◆ 自立支援協議会運営委員会（7日）
- ◆ 権利擁護部会（10日）
- ◇ 利用者相談会（13日）
- ◆ 地域福祉ネットワーク推進会議（20日）
- ◆ 相談支援事業所連絡会（28日）

3月

- ◆ 自立支援協議会運営委員会（7日）
- ◆ 障害者虐待防止研修（10日）
- ◇ 利用者相談会（13日）
- ◆ 自立支援協議会報告会（15日）
- ◇ 後見人の集い（20日）
- ◇ 理事会（24日）

4月

- ◇ 利用者相談会（10日）
- ◆ 権利擁護部会（14日）
- ◆ 地域福祉ネットワーク推進会議（24日）

東大阪成年後見支援センターの事業に賛同、賛助くださる個人・団体会員を募集しています

正会員		賛助会員	
個人	18,000円（年間）	個人	3,000円（1口）
団体	18,000円（年間）	団体	5,000円（1口）

入会希望者は、事務局に電話やFAX等でご連絡ください。入会申込書をお届けします。入会申込書に必要事項を記入し、会費を添えて事務局にご提出ください。

編集後記

当センターの仕事に携わりはや10ヶ月が過ぎます。だいぶ慣れ毎日が充実し時間の経つのをとてもはやく感じます。厳しい冬の次には生命が芽吹く躍動の春。何か新しい事をはじめたいと思います。（おだ）

東大阪成年後見支援センターニュースレター 第12号

平成26(2014)年2月10日発行

- 発行●特定非営利活動法人東大阪成年後見支援センター  
http://www7.ocn.ne.jp/~negai/kouken/index.html  
〒579-8048 東大阪市旭町20-2  
TEL:072-983-7690 FAX:072-983-7691
- 発行責任者●坂本ヒロ子 ●編集者●北 秀昭